

「IRの誘致に向けた情報発信事業」 に係る企画提案公募要領

大阪府及び大阪市では、IR（統合型リゾート）の魅力の情報発信し、誘致に向けた機運醸成を図ることを目的として「IRの誘致に向けた情報発信事業」を実施します。

本事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名

IRの誘致に向けた情報発信事業

(1) 事業の趣旨・目的

本事業は、大阪・夢洲地区へのIR（統合型リゾート）の誘致に向けた取組のひとつとして、IRに関する府民等への理解を促進するため、IRの魅力の情報発信し誘致に向けた機運醸成を図るものである。

大阪の状況（IRが必要な背景）やIRがもたらすプラスの効果（経済波及効果・雇用創出効果や観光振興への寄与等）、カジノを有することによる懸念事項（ギャンブル依存症や青少年・治安への影響）の最小化等について、正しい情報や魅力を広く発信することにより、マイナスイメージや誤解を払拭し、府民等に理解を深めていただくための効果的・効果的な情報発信を目的として本事業を実施するものである。

(2) 事業概要

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

4,131千円（税込）

2 スケジュール

平成29年7月7日（金曜日）	公募開始
平成29年7月13日（木曜日）	説明会開催
平成29年7月19日（水曜日）	質問受付締切
平成29年8月7日（月曜日）	提案書類提出締切
平成29年8月中旬頃	選定委員会
平成29年8月下旬頃	契約締結
平成29年8月下旬頃	事業開始
平成30年3月30日（金曜日）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

平成 29 年 7 月 7 日（金曜日）から平成 29 年 8 月 7 日（月曜日）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時
除く。また、最終日は正午まで。）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府・大阪市 IR 推進局推進課

住所：大阪市住之江区南港北 1-14-16 咲洲庁舎 31 階

電話番号：06-6210-9236

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、推進課ホームページ

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/jyouhou/index.html>) からダウンロードできます。

(郵送による配布は行いません。)

エ 受付期間

平成 29 年 7 月 7 日（金曜日）から平成 29 年 8 月 7 日（月曜日）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時を
除く。また、最終日は正午まで。）

オ 提出方法

書類は必ず電話予約の上、受付場所に持参してください。(郵送による提出は認めません。)

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類（※応募書類ア～エのコピー 7 部については、応募者名を抜いて作成してください。）

ア 応募申込書（様式 1：正 1 部 コピー 7 部）

イ 企画提案書（様式 2：正 1 部 コピー 7 部）

ウ 応募金額提案書（様式 3：正 1 部 コピー 7 部）

エ 事業実績申告書（様式 4：正 1 部 コピー 7 部）

オ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式 5：1 部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式 6：1 部）

③ 委任状（様式 7：1 部）

④ 使用印鑑届（様式 8：1 部）

カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：1 部）

キ 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください。）

ク ① 法人登記簿謄本（1 部）

・ 法人の場合に提出してください。

・ 発行日から 3 カ月以内のもの

- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から３カ月以内のもの
 - ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）
 - ・個人の場合に提出してください。
 - ・発行日から３カ月以内のもの
 - ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ケ 納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）
 - ①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- コ 財務諸表の写し（１部：過去３年分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- サ 法人税申告書・監査証明書の写し（１部：過去３年分）
- シ 障害者雇用状況報告書の写し（１部）
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が５０人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第６号）」の写し
 - ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）
 - ・報告義務のある方のみ提出してください。
- (3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。
- (4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (5) その他
 - ア 応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
 - イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出もお願いします。
 - ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。
 <記入例> 「IRの誘致に向けた情報発信事業」提案書
 株式会社〇〇（法人名）
 - エ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。
 - オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

平成 29 年 7 月 13 日（木曜日） 午前 10 時から 11 時まで

(2) 開催場所（地図参照）

大阪府咲洲庁舎 20 階 会議室（大阪市住之江区南港北 1-14-16）

- ・ 地下鉄中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約 600 メートル
- ・ ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATC ビル直結（約 100 メートル）
- ・ ご来庁の際は公共交通機関をご利用ください。

（咲洲庁舎の地図）



(3) 申込方法

- ・ 電子メール（メールアドレス：IRsuishinka@sbox.pref.osaka.lg.jp）で申込みください。
- ・ 件名に「【説明会申込み：IRの誘致に向けた情報発信事業<企業名>】」と明記してください。
- ・ メール本文に「参加団体名」「参加者職氏名」「連絡先」「参加人数」を記入してください。
- ・ 送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

※口頭、電話による申込みは受け付けません。

※会場の都合により、応募者 1 者につき 2 名まででお願いします。

(4) 説明会への申込期限

平成 29 年 7 月 12 日（水曜日） 正午まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

平成 29 年 7 月 7 日（金曜日）から平成 29 年 7 月 19 日（水曜日） 午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：IRsuishinka@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

なお、件名は「【質問：IR の誘致に向けた情報発信事業<企業名>】」と明記してください。

ア 電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 10 時から午後 5 時まで。ただし、正午から午後 1 時を除く。）

イ 質問への回答はホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/jyouhou/index.html>）に掲載し、個別には回答しません。

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日は、事前に通知を行います。なお、プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
(1) IRの魅力を効果的に発信するための広報ツール（ホームページ、動画、リーフレット）の制作	<ul style="list-style-type: none"> ・“わくわく感”を与え、IRができれば訪れてみたいという気持ちを喚起させ、働く場所としても興味を抱かせる仕立て、訴求方法に工夫を凝らした魅力的な提案内容となっているか。 ・わかりやすく、短時間で印象に残るインパクトがあり、かつ関心や興味を抱かせる提案となっているか。 ・イラスト、グラフ、写真等を活用し、わかりやすい提案内容となっているか。 	30点
(2) その他効果的と考えられる情報発信の方策	<p>①SNSや雑誌等、有効な広報ツールを活用した情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の関心や興味を深堀させるための効果的な情報発信の方策が提案されているか。 （例）SNS、雑誌、インターネット広告、ラジオ、デジタルサイネージ、街頭ビジョン、若者との連携、その他有効なパブリシティの提案等 ・提案内容が効果的である合理的根拠が示されているか。 （例）SNS：アクセス数やファン数、視聴数など媒体力が分かる資料の添付 雑誌：発行部数、雑誌の形態、販売・配布エリアや場所、販売・配布期間、購買層等が分かる資料の添付 <p>②広報イベントの企画・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性や若者など幅広く府民に対して、IRの楽しさが理解されやすい工夫が凝らされた提案となっているか。 ・話題性やイベントを盛上げる有効な方策が提案されているか。 	30点
(3) 提案事業者の有するノウハウ、強み	類似の情報発信業務、広報イベントの経験に関して、過去3年における受注実績を有しているか。	10点
(4) 事業の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)及び(2)の事業について、計画的かつ効率的に実施できる実現可能性のある体制及びスケジュールが示されているか。 ・安定的に業務を遂行できる経営状態であるか。 	10点
価格点	価格点の算定式 満点（20点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	20点
合 計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目をホームページ

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/irs-suishin/jyohou/index.html>) において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
* 品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 * 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他
最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と発注者との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 採択された提案については、採択後に発注者と詳細を協議していただきます。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しないものとします。（ただし、契約金額が500万円未満の場合は提出不要）
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けているとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、契約を締結しないものとします。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならないものとします。
ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

- ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によります。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額によります。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいいます。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額によります。
 - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額によります。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額によります。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額によります。
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければなりません。
 - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/ankenjoho.html>